

# 住宅新築改修等補助制度

与謝野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復及び町民の住環境の向上を図ることを目的として、町内の施工業者を利用して住宅の改修等（新築含む）を行う方へ、工事に係る経費の一部を補助する事業を実施します。

## 申請受付期間

令和2年10月1日から

令和3年11月30日まで

※工事実施前に申請

## 補助率

10万円以上（消費税込）の

補助対象工事費について15%以内

（補助金上限20万円）

※ただし、施工業者は町内に本社・本店を有する工業者に限りま

## 実績報告期限

令和4年1月31日まで

※工事終了後に提出

## 補助対象者

町内に住所を有し、町内に建築

された住居（新築予定含む）の所有者

### 補助対象工事（あくまでも一例です）

- ・屋根葺き替え、塗装、外壁補修、部屋の新設、間仕切りの変更、バリアフリー改修工事
- ・風呂、台所、トイレ等水回り改修工事、オール電化工事、給湯設備機器、空調機器取付工事

### 補助金交付までの流れ

- ① 交付申請書を役場建設課まで提出してください（提出期限：令和3年11月30日まで）
- ② 申請書の内容を確認し、交付決定通知書を送付します
- ③ 工事が終了した後、実績報告書を提出してください（提出期限：令和4年1月31日まで）
- ④ 実績報告書の内容を確認し、補助金を交付します

### 注意事項

- 交付決定通知書が町から送付される前に工事を実施された場合は、補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください
- 国や府、その他町の補助金と重複して申請することはできません
- 1申請者1回限りの申請となります

詳しくは役場建設課にお問い合わせください